

県民だよりひょうご、ひょうご県議会だより及び

県ホームページ広告掲載基準

兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」、兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」及び兵庫県ホームページに掲載する有料広告は、次に掲げるものを除外するものとする。

- 1 諸法規に反するもの
- 2 暴力団、暴力団員及びそれらと密接な関係を有する者が広告主であるもの
- 3 公序良俗を害するおそれがあるもの
- 4 誇大または虚偽のおそれがあり、責任の負えないもの
- 5 刊行物の品位を損なうもの
- 6 政治性または宗教性のあるもの
- 7 社会問題についての主義主張
- 8 個人の氏名広告
- 9 あたかも本県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
県の推進する施策と相反する内容となるおそれがあるもの
- 10 別紙に示す業種、業態のいずれかに該当するもの
- 11 その他、県が妥当でないと認めたもの

(別紙)

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規定する風俗営業に該当する事業又はこれに類するもの
- 2 貸金業法で規定する貸金業者のうち、金銭の貸し付けを主な業とするもの
- 3 商品先物取引、金融先物取引等に関するもの
- 4 たばこに関するもの
- 5 ギャンブルに関するもの（宝くじ及び公営競技に関するものを除く）
- 6 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- 7 興信所、探偵事務所に関するもの
- 8 占い、運勢判断等に関するもの
- 9 健康食品の販売に関するもの（消費者庁の定める保健機能食品に関するものは除く）